

富士箱根伊豆国立公園

箱根地域

管理計画書

平成16年11月

環境省自然環境局

南関東地区自然保護事務所

目 次

第1 基本方針	1
1 管理計画改訂方針	1
2 管理計画区設定方針	1
第2 箱根管理計画区	2
1 概要及び管理の基本方針	2
(1) 箱根地域の概要	2
(2) 保護に関する方針	5
(3) 利用に関する方針	7
(4) その他地区ごとの方針	8
2 風致景観の管理に関する事項	10
(1) 許可、届出等取扱方針	10
(2) 公園事業取扱方針	23
3 地域の開発、整備に関する事項	34
(1) 自然公園施設	34
(2) 一般公共施設	36
4 土地及び事業施設の管理に関する事項	36
(1) 環境省所管財産の管理	36
(2) 財団法人自然公園財団事業	36
(3) その他の土地及び事業施設の管理	36
5 利用者の指導等に関する事項	37
(1) 自然解説に関する事項	37
(2) 利用者の規制	38
(3) 利用者の安全対策	39
(4) 快適な利用環境の維持対策	40
6 地域の美化修景に関する事項	40
(1) 美化清掃計画	40
(2) 修景緑化計画	40
7 その他関連事項	41
(1) 関係各種団体の指導育成	41
添付資料リスト	42

第1 基本方針

1 管理計画改訂方針

富士箱根伊豆国立公園は、昭和11年2月1日に富士箱根国立公園として指定され、その後昭和30年3月15日に伊豆半島地域、昭和39年7月7日に伊豆諸島地域がそれぞれ追加されて、今日に至っており、我が国の最高峰である富士山を中心に、火山、山岳、湖沼、海岸、島しょ、森林、温泉等種々の要素を含む変化に富んだ公園である。

本国立公園は、指定順序、位置、利用実態等の観点から、富士山、箱根、伊豆半島、伊豆諸島の4地域に大別できる。本管理計画はこのうち箱根地域に係るものである。

箱根地域管理計画に含まれる地域は、神奈川県と静岡県にまたがる5市3町の合計面積11,185ヘクタールの区域で、そのほとんどを神奈川県箱根町が占めている。地域は箱根カルデラとほぼ一致し、カルデラ内には西部の芦ノ湖及び仙石原を中心とする火口原部、神山及び駒ヶ岳を中心とする中央火口丘部、早川及び須雲川により深く刻まれた渓谷部の三つの景観要素があり、いずれも変化に富む景観である。

本管理計画は、このような地域の現況の特性を踏まえ、地域の実情を反映した公園管理の方針として、自然の保全と各種行為との調整の円滑化及び自然を対象とした適正な公園利用の促進を図ることを目的として昭和60年に作成されたが、今回、次の理由により所要の改訂を行うものである。

- (1) 「管理計画に定める風致景観の管理に関する事項の許可、届出取扱方針」が、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める審査基準として位置づけられたこと
- (2) 地方分権一括法の施行により、国立公園の管理体制に変更があったこと
- (3) 管理計画作成要領の改正に伴う管理計画書の組替え及び字句の修正

2 管理計画区設定方針

箱根地域は、箱根外輪山に囲まれ、変化に富む繊細な景観が特徴的な公園である。本地域のほとんどを神奈川県箱根町が占めていること、公園利用が地域全域で広く行われていることから、管理計画全体を統一的な方針で取扱うことが適当と考えられるので、本地域の細分は行わず、全体を一管理計画区とする。

第2 箱根管理計画区

1 概要及び管理の基本的方針

(1) 箱根地域の概要

ア 自然環境

(ア) 地形及び地質

箱根火山は、古期外輪山、新期外輪山と中央火口丘から成る三重式火山である。

およそ50万年前から箱根火山の活動が始まり、約25万年前に今の富士山に似た、高さ3,000メートル余りの円錐形の成層火山ができあがった。しかし、25～18万年前の時期にかけて、非常に大規模な軽石の噴火（降下軽石と軽石流）が起こり、山体中央部は陥没して直径10キロメートル余りの大きなカルデラができあがった。この縁を連なる山々を古期外輪山と呼び、明神ヶ岳～（金時山：寄生火山）～長尾峠～三国山～箱根峠～大観山と続く標高1,000メートル級の環状の尾根となっている。

13～8万年前までの期間に珪酸分の多い高温のマグマが大量に流出し、傾斜の緩やかな盾状火山と呼ばれる平頂な地形を作り上げた。7～5万年前までの間の一連の大噴火によって、山体は段階的に破壊され再び巨大なカルデラが形成された。新期カルデラの東部には、屏風山～鷹巣山～浅間山、碓氷峠へと連なる標高800メートル級の新期外輪山が残されているが、西部は古期カルデラと一致するため新期外輪山は見られない。

3万年前から、再び火山活動が起こり、神山、駒ヶ岳等7つの中央火口丘が形成されていった。その一つ神山では今から3千年前、北西斜面で大規模な水蒸気爆発が発生し、大崩壊を引き起こした。崩壊した山体が岩屑流となって流下し、河川をせき止め、芦ノ湖が誕生した。更に仙石原は、同じように出来た火口原湖に砂や粘土が流入・堆積して生じた火口原である。

(イ) 植生及び植物

箱根は、古くから交通の要所にあつたため、人為的な影響を強く受けている。自然植生は、中央火口丘を形成している駒ヶ岳、台ヶ岳、神山等の標高800メートル以上の山頂近くや、外輪山の内壁、早川流域等に残されているが、この他の地域は、ほとんど人為の影響を受けており、スギ・ヒノキの植林地、ススキ草原、コナラ、クリ、ミズナラ、アカシデ等の二次林、耕作地、ゴルフ場等になっている。

中央火口丘の山頂付近に見られるのはブナ林で、林床にはスズタケ、ハコネダケが優占している。これらの山や上二子山の急斜面及び白銀山から大観山にかけての外輪山の内壁には、ブナを欠くリョウブの林が見られる。また露岩風衝地には、オノエランを伴うハコネコメツツジ群落があり、これは、フォッサ・マグナ地域特有のものと言われている。早川上流部には、ウラジロガシの交じるケヤキ林が、白銀山のやせ尾根にはモミ林が見られる。

一方、大涌谷周辺の硫気孔にはコロニー状のススキ草原が、周辺にヒメノガリヤス、ヤシャブシ等の群落が、更に硫黄の影響の少ない地域ではアセビ、リョウブの低木林が見られる。また、仙石原には、モウセンゴケ、ムラサキミミカキグサといった食虫植物を含む湿原植生が見られ、火入れ等によって維持されている。

箱根に自生が確認された植物は、シダ類を含めおよそ1,800種に上る。固有種であるハコネコメツツジをはじめとして、ハコネバラ等「ハコネ」の名を冠した種も多い。

(ウ) 野生動物

本地域では、日本の動物分布の中で極めて近縁の二つの種又は変種が分布域を分けている。例えば、魚類ではアマゴとヤマメ、両生類ではダルマガエルとトノサマガエル、ほ乳類ではアズマモグラとコウベモグラである。

また芦ノ湖では、冬季にはオシドリ、キンクロハジロ、ミコアイサ等、越冬カモ類の大群が見られる。渓谷ではヤマセミ、アカショウビン及びカワガラスも観察することができる。

また、本地域の固有種であるハコネマイマイのほか、渓谷部にはハコネサンショウウオが生息している。

(エ) 温泉

箱根温泉の始まりは奈良時代前半(738年)と伝えられる。

ただし、湯本開湯が歴史資料に明確に記されるのは鎌倉時代からである。江戸時代になると、箱根七湯(湯本、塔ノ沢、宮ノ下、堂ヶ島、底倉、木賀及び芦之湯)が日本中に知れ渡った。

明治以降は交通の近代化とともに箱根温泉の開発が進み、大正年間には十四湯になった。昭和の初めまで、箱根は全て自然湧出の温泉だったが、昭和10年頃から渦巻きポンプ及びエアリフトポンプの使用が始まり、強羅温泉等が誕生した。

現在では十七湯とも言われ、関東地方では温泉総数及び総湧出量とも第1位を占め、温泉利用者数は全国第1位の温泉場である。

(オ) その他人文景観

箱根を中心に南北に連なる山々は、昔から東西の交通の大きな障壁となっていたが、地形の制約から、箱根越えの路は、いつの時代も重要な交通路として、時代の移り変わりとともに碓氷道、足柄古道、湯坂路等と変遷してきた。箱根八里で知られる旧東海道は、二代将軍秀忠のときに整備されたルートで、東海道五十三次の宿駅制とともに箱根に関所が設けられた。

イ 社会経済的背景

(ア) 土地所有別

本地域は、国有地が22%、公有地が12%、私有地が66%となっている。

(イ) 人口及び産業

本地域は、神奈川県及び静岡県の2県、5市3町にまたがっている。本地域の大部分を占める箱根町の定住人口は、約1万5千人であり、産業別就業

人口を見ると、第3次産業従事者が約90%を占め圧倒的に多い。

ウ 富士箱根伊豆国立公園箱根地域の指定及び公園計画の概要

公園区域

昭和11年(1936) 2月 1日 富士箱根国立公園指定

昭和13年(1938) 12月 17日 区域変更

昭和50年(1975) 5月 1日 再検討に伴う区域変更

保護計画

昭和13年(1938) 5月 13日 特別地域指定

昭和13年(1938) 12月 17日 特別地域拡張(公園区域変更に伴うもの)

昭和30年(1955) 3月 15日 特別保護地区指定(箱根外輪山の一部)

昭和50年(1975) 5月 1日 再検討

昭和58年(1983) 3月 14日 点検

平成2年(1990) 2月 27日 第2回点検

平成11年(1999) 7月 30日 第3回点検

利用計画

昭和11年(1936) 12月 26日 車道計画の決定

昭和15年(1940) 1月 15日 車道計画の決定

昭和25年(1950) 2月 4日 集団施設地区ほか利用施設計画決定

昭和50年(1975) 5月 1日 再検討

昭和58年(1983) 3月 14日 点検

平成2年(1990) 2月 27日 第2回点検

平成11年(1999) 7月 30日 第3回点検

その他適宜利用計画の変更あり

エ 県別面積

神奈川県	静岡県	合計
10,375 (ha)	810 (ha)	11,185 (ha)

オ 地種区分別面積

特別保護地区	特別地域				普通地域	合計
	第1種	第2種	第3種	小計		
520 (ha)	1,558 (ha)	7,048 (ha)	1,589 (ha)	10,195 (ha)	470 (ha)	11,185 (ha)

カ 土地所有別面積

国 有 地	公 有 地	私 有 地	合 計
2,444 (ha)	1,362 (ha)	7,379 (ha)	11,185 (ha)

(2) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

本地域は、典型的な複式火山で複雑な地形を呈し、明神ヶ岳、金時山等の外輪山、神山、駒ヶ岳等の中央火口丘、火口原湖の芦ノ湖、火口原の仙石原高原等各種の火山地形が見られる。

また、首都圏から近距離に位置しつつも、外輪山、中央火口丘とも標高 800m 以上の部分では、金時山、神山等を中心にブナ、ヤマボウシ、ミズナラ等を主とする自然林が広範囲に残されている。標高 800m 以下の部分ではスギ及びヒノキの造林地が多いが、湯坂山等にシイ、カシ等暖地性広葉樹の自然林がわずかながら残されている。

さらに、駒ヶ岳及び外輪山の一部ではハコネダケの群落が特徴ある景観を形成しているほか、二子山等にはハコネコメツツジ、サンショウバラ等富士火山帯固有の植物が分布している。

その他、台ヶ岳を中心とする深山性鳥類の生息、冬季の芦ノ湖におけるカモ類、オシドリ等の渡来、精進ヶ池付近の石仏群、旧東海道沿いの関所跡、杉並木、石畳等の興味ある対象が数えられる。

本地域の自然は上述のとおり変化に富む繊細な風致景観が特徴であり、更に、本地域における風景鑑賞の対象としては、富士山と芦ノ湖が重要な役割を果たしている。

この自然を将来まで良好な状態で残していくため、自然状態の優れている高標高地の開発、墓園の造成及び営業採石等大規模な地形の改変を極力避けるとともに、自然林の厳正な保護を図る。また、人工林の樹種転換等により風致景観の復元を図る。さらに、貴重な植物種の保護等野生動植物の保護に留意する。

イ 保全対象の保全方針

保全対象	概 要	保 全 方 針
金時山 (特保)	・ブナなどの原生林	自然の遷移に任せ、人為の影響が生じないよう厳正な保護を図る。
仙石原 (特保・2特)	・火口原に形成された湿原 ・低層湿原植物群落 ・ススキ群落	湿原及び草原景観の保護のため適切に管理を行う。

神山、冠ヶ岳、早雲山、台ヶ岳 (特保、1特)	<ul style="list-style-type: none"> ・最高峰神山(1,438m)を中心とする中央火口丘の主要部 ・ブナを主とした広葉樹林 ・鳥類の生息地 ・大涌谷の噴気現象 	自然の遷移に任せ、人為の影響が生じないよう厳正な保護を図る。
二子山、駒ヶ岳 (特保、1特)	<ul style="list-style-type: none"> ・溶岩円頂丘の形成 ・ハコネコメツツジ群落 ・典型的な風衝植生<small>ふうしゅう</small> 	自然の遷移に任せ、人為の影響が生じないよう厳正な保護を図る。
湯坂山 (特保)	<ul style="list-style-type: none"> ・シイ、タブ、カシ類等の暖地性広葉樹の自然林 	自然の遷移に任せ、人為の影響が生じないよう厳正な保護を図る。
文庫山 (特保)	<ul style="list-style-type: none"> ・須雲川源流域 ・ハコネサンショウウオの生息地 	自然の遷移に任せ、人為の影響が生じないよう厳正な保護を図る。
外輪山一帯 (1特)	<ul style="list-style-type: none"> ・典型的な外輪山の山容 	<p>箱根の景観を縁取る外輪山の山稜線を保全する。</p> <p>特に、芦ノ湖及び外輪山の後背に臨む富士山は箱根を代表する風景であり、今後とも良好な風致景観が保全されるよう配慮する。</p>
小塚山 (1特)	<ul style="list-style-type: none"> ・中央火口丘としての地形、地質 	自然の遷移に任せ、人為の影響が生じないよう厳正な保護を図る。
箱根神社林 (1特)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒメシャラの純林 	自然の遷移に任せ、人為の影響が生じないよう厳正な保護を図る。
早川溪谷 (1特)	<ul style="list-style-type: none"> ・溪谷景観 	自然の遷移に任せ、人為の影響が生じないよう厳正な保護を図る。
道路沿線	<ul style="list-style-type: none"> ・車道沿線の景観 	道路沿線の風致及び景観を保護する。

ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

(ア) 仙石原湿原及びその周辺

草刈り、火入れ等の行為は、仙石原湿原及びその周辺の草原維持のために行われていたものである。このような人為的管理については、箱根町が実施している仙石原湿原調査の結果を踏まえ、

- (1) 保護対象である植物群落等を維持するため、ハコネダケ等繁殖力の強い植物については、侵入を防止する措置を講ずる。
- (2) 特別保護地区内では、保護対象である湿原植物群落の保全と並行して、自然の遷移による植生変化を観察する場所も確保する。
- (3) 台ヶ岳側にかつて設置された道路については、車両の進入を禁止し、仙石原湿原への影響等を勘案して今後の取扱方針を検討する。また、「仙石原湿原保全計画書(資料1)」を基本に、火入れ、刈取り等を行い、湿原及び草地の景観を保護していく。

また、並行して、仙石原湿原保全行政連絡会議を通じ、関係者、ボランティア等の協力を得つつ、湿原及び草地の状況を把握し、より一層の保護対策について検討を続けていくものとする。

(イ) 貴重な植物種等の保護及び育成

ハコネコメツツジ、ムラサキツリガネツツジ等保護を要する植物の生育地では、植生の状況に応じて、土地所有者の承諾を得た上で立入禁止の措置を講ずる。

盗掘防止のため、保護連絡会議等を構成して、山火事防止及び美化清掃を兼ねた巡視を行うとともに、保護を要する植物については、補植育成を行うことを検討する。

箱根パークボランティア、自然公園指導員、神奈川県知事が委嘱する神奈川県自然公園指導員(以下「神奈川県自然公園指導員」という。)等の協力が積極的に活動できるような体制づくりを進める。

講習会等の行事や広報を通じて、貴重な植物種等の保護及び育成について啓発を図る。

(ウ) 湖沼・河川への稚魚の放流

水中生態系に著しい影響を及ぼす生物種の放流は避ける。

(3) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本地域内には国立公園指定前から登山鉄道、ケーブルカー、道路等が整備され、現在ではロープウェイ、船舶等の交通機関及び道路網が発達しており、自動車を中心とする短時間の風景探勝型の通過利用が主流を占めている。一方、首都圏に近く、数多くの温泉が湧出し、良好な自然が残っていることから、温泉利用者や金時山等を目的とするハイキング利用者も多く、入浴、自然探勝利用及び野外レクリエーションの促進を望む声も高い。

施設整備及び利用者指導に当たっては、上述した本地域における利用の特性を

踏まえつつ、自然景観、史跡等をじっくりと鑑賞できるよう、徒歩による利用を重視して進める。

また、園地等公共的利用空間の一部に存在するスギ、ヒノキの人工林については、必要に応じて、樹種転換等により明るく快適な利用環境を形成する。

イ 利用施設の整備及び管理方針

標識等を適切に整備することにより、安全で快適な利用環境の創出を目指す。

施設整備に当たっては、バリアフリー、環境学習及び国際化への対応について留意する。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(ア) 利用者の安全対策

関係機関とともに歩道、自然観察路等の適切な整備及び維持管理に努める。

(イ) 利用者の誘導及び規制

関係地方公共団体、箱根パークボランティア、自然公園指導員、神奈川県自然公園指導員、公園事業者等に広く協力を求め、自然保護意識及び公園利用マナーを普及啓発する。

(4) その他地区ごとの方針

当管理計画区をおおよそ以下のように細分化し、それぞれの地区について以下の方針で対処する。

ア 元箱根、箱根地区

歴史的、文化的遺産の豊富な地区であり、箱根地域の公園利用の中心地であることから、歴史的、文化的景観の保存と再整備を図るとともに、沿道の集落景観の統一を図る。

芦ノ湖の湖岸線は、埋立て等により自然湖岸がこれ以上減少しないよう維持を図る。

本地区は、自動車と歩行者の交錯を避け、利用者の安全を図るために湖畔園地の再整備を行う。

芦川については、本地区の中心部の過剰利用を解消するための場所として位置づけ、利用性を高めるよう配慮する。

この地区に不足している公共的な利用空間の確保及び環境学習の拠点としての観点から、畑引山集団施設地区を整備する。

芦ノ湖西岸は、利用地点からの富士山方向の眺望に重要な役割を持っており、今後とも自然景観を良好な状態に保存する。

駒ヶ岳は、現在一部の人工物が目立っているため、建替、改築等に当たっては規模を縮小する等風致の改善を図るよう配慮する。

イ 仙石原、湖尻地区

本地区は、他地区に比べ平坦地が多く、施設適地に恵まれている。一方、本地区内で行われる各種行為は、乙女峠、長尾峠等箱根の西側入口や金時山頂等いくつかの地点から望見される。これらのことから、無秩序な開発の進行することのないよう、地区内の施設の立地に際しては風致の維持に配慮する。

本地区は、寮、保養所、ゴルフ場等が大面積を占め、公共的利用空間が不足している。このため、私的な空間についても風致上の調和に配慮した整備を行う。

屋外運動施設は、極力共同利用の形で設置するよう指導する。

湖尻集団施設地区については、施設の再整備等によって利用拠点としての活性化を図り、利用者の滞留性を増すとともに、ビジターセンターを自然解説活動の拠点として位置づける。

芦ノ湖の湖岸線は、埋立等により自然湖岸がこれ以上減少しないよう維持を図る。

ウ 湯本、須雲川地区

湯本地区については、交通の便の良さに加えて、冬でも積雪及び路面凍結の影響をあまり受けない等の利点があり、幅広い利用者の大量利用を容認し得る収容力を持っている。したがって、他地区に比べ大規模な利用施設（主として宿舎）を許容し得るが、施設の建設に当たっては、そのデザインと周囲の景観との調和を図り、箱根の玄関口にふさわしい雰囲気づくりに努める。特に、早川の景観については、河床、河原を含め、清冽感の維持に努める。

湯本地区を中心に、従来不足していると思われる一般利用者向きの散策路等を整備し、地区周辺部の魅力づくりを行う。

須雲川、畑宿、塔之沢等渓谷沿いの集落は、それぞれの性格及び雰囲気を生かし、歴史的興味のある対象物の保存及び活用を図る。特に、畑宿は、町並み保存の可能性を検討する。

エ 強羅、宮城野、宮ノ下地区

強羅地区は、大正期に開発された良い雰囲気を残しており、この雰囲気の維持に努める。

宮城野から大平台に至る溪流沿いでは、豊富な温泉を生かした健全な利用を促進する。

宮ノ下地区は、明神ヶ岳、明星ヶ岳、浅間山等への主要ハイキングコースの基地として位置づけるとともに、登山鉄道、ケーブルカー等既存交通機関の駅を起点とした魅力ある探勝コースづくりを図る。

オ 箱根カルデラ外縁部

箱根カルデラ外縁部は、カルデラ内部と異なり、勾配が緩やかで雄大な景観を有している。また、カルデラ内部から眺望する場合には、箱根の景色を縁取る外輪山山稜線が主要な景観要素となっている。

したがって、カルデラ外縁部に係るハイキングコース及び車道からの眺望を妨げるような行為は認めない。

現在外輪山上にあるパラボラアンテナ等高さを有する工作物は、技術の進歩を待って順次撤去の方向で整理する。

公園区域外の行為の敷地が区域内に及ぶことは妨げないが、区域内の行為は道路及び小規模な工作物程度にとどめ、残地は保存緑地として残存させる。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域に係る取扱方針

特別地域内については、自然公園法施行規則第11条（以下「規則」という。）、
「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成12年8月7日付環自国第448-3号自然保護局長通知）」「国立公園の許可、届出等の取扱要領について（平成12年3月30日付環自国第180-1号自然保護局長通知）」によるほか、以下の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1 工作物 (全般)	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 各種開発行為は、次の標高以上では制限する。ただし、既存の工作物の改築、建替えのため若しくは災害復旧のための新築であって従前の工作物の規模を超えないもの又は学術研究その他公益上必要と認められるものの新築、改築若しくは増築であって当該地域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるものの新築、改築若しくは増築にあつてはこの限りでない。</p> <p style="padding-left: 40px;">中央火口丘及び新期外輪山 850メートル 古期外輪山 750メートル</p> <p>ただし、現在既にこの標高を超えて存在する分譲地内の行為は、別途取扱いを定める（芦之湯分譲地）。</p> <p>イ 工作物の規模は、位置、用途及び収容力に応じ、過大でないこと。</p> <p>ウ 周辺の良い自然環境に対して、悪影響を与えないものであること。</p> <p>エ 行為に伴う土地の形状変更は必要最小限とし、周辺の風致維持及び動植物の保護を図るとともに、動物の移動の確保等についても配慮すること。</p> <p>オ 行為に伴って生ずる支障木のうち本地域に自生する種については、極力、当該行為の敷地内又は周辺の国立公園事業施設若しくは公共施設の敷地内の空地に移植する等して、活用を図ること。</p> <p>カ 表層土は、極力保存を図り、移動する場合は修景植栽のための客土等として活用を図ること。</p> <p>キ 修景植栽には、本地域に自生する植物と同種の植物を使用すること。庭園木や園芸品種を用いる必要</p>

		<p>がある場合は、本地域で従来から良く使用されており、既に風土になじんでいるものを使用すること（資料2）。</p> <p>ク 国立公園事業たる道路沿いは可能な限り修景植栽を行うこととし、特に道路側からの眺望を重視すること。</p> <p>ケ 仮工作物は、行為終了後直ちに撤去し、跡地は整理のうえ緑化を図ること。また、仮設期間を明らかにすること。</p> <p>コ 行為に伴い生ずる残土、廃材等は、原則として国立公園区域外へ搬出すること。ただし、残土を自然公園法の許可等を受けて行われる工事へ流用する場合は、この限りでない。</p> <p>サ 樹林地を貫く伐開を行う場合には、林縁部の樹林の保護を図ること。</p> <p>シ 光沢の強い素材を避けること。</p> <p>ス 自然物のライトアップは風致景観上支障が大きいため認めない。</p> <p>また、野外のイルミネーションのための工作物については、風致景観に配慮するよう指導する。</p> <p>セ 自動販売機は建物内部か建物の陰に設置すること。</p>
(1) 建築物	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 建築物の配置、意匠、色彩等は、周辺の自然景観が主体となるよう、控えめでかつ周辺の自然環境と調和を保つこと。</p> <p>イ 以下の各要件に適合しないものは認めない。</p> <p>ただし、規則第11条第1項に該当するもの（仮設の建築物）及び規則第11条第1項のただし書きに該当するもの（既存の建築物の改築、建替えのため若しくは災害復旧のための新築（従前の建築物の規模を超えないものに限る。）又は学術研究その他公益上必要と認められる建築物であって、当該地域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるもの）の新築、改築又は増築にあつてはこの限りでない。（意匠、色彩に関するものを除く。）</p> <p>屋根</p> <p>ア 形状は、原則として切妻、寄棟、入母屋又は方形</p>

とすること。また、勾配は10分の2以上、軒の突き出しは壁面より0.5メートル以上とすること。ただし、建築面積15平方メートル以下の小規模な付属建築物であって、主建築物の後背地等風致上支障のない場所に位置するものにあつてはこの限りでない。

イ 表面仕上げは、輝度の高いものを避け、素材を生かしたものとすること。

ウ 色彩は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系又は暗緑色系とし、銅板葺の場合にあつては、素材色とすること。

エ トップライトは必要最小限とすること。

オ ソーラーパネルは、光沢の強くないものに限ること。

壁面

ア 壁面の材料は、外観が自然と調和するものであること。

イ 壁面の色彩は、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系又は灰色系とすること。

ウ ガラス面等の反射する素材を多用したものでないこと。

配置

建築物が複数棟となる場合は、棟間を10メートル以上離すこと。なお、高さが（最高最低で）10メートルを超える場合は、棟間をその高さと同様以上離すこと。

ただし、水平投影面積15平方メートル以下であつて、高さが10メートル以下のごく小規模な車庫、物置、動物小屋等にあつては、この限りでない。

壁面長

建築物は、一辺の長さ50メートル以下であること。ただし、多角形のものは、直径50メートルの円内に水平投影外周線が収まるものであること。

渡廊下

2棟の建築物を結ぶ渡廊下は、1階建てかつ1か所のみとする。屋根高を超える植栽等により渡廊下が隠ぺいされる場合には、壁面長として計算しない（ただし、この場合の建築面積は全体で2000㎡までとする）。

階数

ア 階高の3分の1以上が現地盤面下にあり、かつ全

壁面長の4分の1以上の部分が階高の4分の3以上地盤面下にある階は地階と見なす。

イ 屋根裏部分に部屋がある場合は、階数には算定しないこととするが、容積率には算定する。

サンデッキ、ベランダ及びバルコニー

サンデッキ、ベランダ及びバルコニーの突き出しは、屋根の水平投影外周線から60センチメートル以内とする。

ドライエリア

ア ドライエリアの幅は、壁面より1メートル以内とする。ただし、これにより難しい理由が認められる場合は1.5メートル以内とする。

イ ドライエリアは、建築物壁面のうち1面のみ又は建築物の全壁面延長の4分の1以内の規模であること。

ウ ドライエリアは、建築物の高さに含めない。

修景植栽

使用樹種は、工作物（全般）の基本方針キによるものとする。緑化可能な面積（法面を含む）に植栽を行い、緑地面積の30%程度が高木種（生育したときの樹高が、10メートル以上の樹木。以下同じ。）で覆われるようにすること（資料2参照）。

付帯工作物

ア 外柵は原則として生垣、築地等とし、ネットフェンス等による場合は極力道路側に修景植栽を行うこと。

イ 擁壁等は、自然石積、丸太積、あるいは擬岩ブロック積等自然物の材質、色調、構造等を模した工法により施工すること。ただし、公園利用者に見えない位置にあってはこの限りでない。

ウ 駐車場は、建築物の下層に設けるか、周囲を樹林又は植栽で隠ぺいすること。

エ 門柱、標識、照明燈等は、周辺の雰囲気乱さないような、落ちついた意匠、材質及び色彩とすること。

その他

コンビニエンスストア等フランチャイズ店においても、当管理計画で定める意匠及び色彩に適合させること。

A区域 (B～D区域、B'区域及び旧湖尻特別宿舍区域以外の地域)	<p>A区域については、全域の取扱いに加えて、以下のとおり取り扱う。</p> <p>・規則第11条第1項に該当するもの（撤去されることが明らかな仮設の建築物）、規則第11条第2項に該当するもの及び規則第11条第3項に該当するもの。</p> <p>建ぺい率（規則第11条第4項第6号の規定による。以下同じ。） 30%以下</p> <p>容積率（規則第11条第4項第6号の規定による。以下同じ。） 50%以下</p> <p>緑地率（敷地面積から建築物、駐車場、道路等の人為的な工作物の水平投影面積を除いた、おおむね樹林地とみなされる部分の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。） 50%以上</p> <p>高さ 建築基準法上8メートル以下かつ自然公園法上の高さ13メートル以下</p> <p>・ 以外の場合</p> <p>建ぺい率 10%以下</p> <p>容積率 15%以下</p> <p>緑地率 80%以上</p> <p>高さ 建築基準法上8メートル以下かつ自然公園法上の高さ13メートル以下</p>
	<p>箱根神社及び杉並木周辺</p> <p>杉並木及び箱根神社周辺については、工作物の規模構造又は意匠が一带の雰囲気を乱すことのないよう特に配慮すること。</p>
	<p>芦ノ湖高原分譲地</p> <p>芦ノ湖高原分譲地については、A区域及びB'区域の取扱いに加えて、以下のとおり取り扱う。</p> <p>建築物の水平投影外周線は、道路の路肩及び敷地境界線から2.5メートル以上離すこと。</p>
B～D区域及びB'区域（基準の特例中箱	<p>富士箱根伊豆国立公園の特別地域内及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成14年6月13日環境省告示第42号）第1条第2項から第5項に定める区域については、全域の取扱いに加えて、以下のとおり取り扱う。</p>

根 B ~ D 及び B' 地区に該当)	ただし、規則第11条第2項に該当するもの(当該特別地域内に居住することが必要と認められる者の住宅等)及び規則第11条第3項に該当するもの(農林漁業等を営むために必要な建築物)については、この限りでない。
B 区域	<p>B 区域については、全域の取扱いに加えて、以下のとおり取り扱う。ただし、 に関して、規則第11条第5項に規定する分譲地については、この限りでない。</p> <p>緑地率 70%以上 水平投影外周線後退 道路の路肩及び敷地境界線から4メートル以上</p>
芦之湯分譲地	<p>芦之湯分譲地のうち、標高850メートル以上の部分については、昭和45年7月15日付け厚生省収国第1422号の許可内容に基づき上記の取扱いに加えて、次の方針により取り扱う。</p> <p>ア 平屋建てとすること。(地下1階は可とする。) イ 建ぺい率は15%以下とすること。</p>
C 区域	<p>C 区域については、全域の取扱いに加えて、以下のとおり取り扱う。ただし、 に関して、規則第11条第5項に規定する分譲地については、この限りでない。</p> <p>緑地率 50%以上 水平投影外周線後退 道路の路肩から4メートル以上</p>
D 区域	<p>D 区域については、全域の取扱いに加えて、以下のとおり取り扱う。ただし、 に関して、規則第11条第5項に規定する分譲地については、この限りでない。</p> <p>緑地率 30%以上 水平投影外周線後退 道路の路肩から4メートル以上</p>
B' 区域	<p>B' 区域については、全域の取扱いに加えて、以下のとおり取り扱う。ただし、 に関して、規則第11条第5項に規定する分譲地については、この限りでない。</p> <p>緑地率 30%以上 水平投影外周線後退 道路の路肩から4メートル以上</p>

	旧湖尻特別宿舎区域(図1に示す範囲)	<p>旧湖尻特別宿舎区域については、全域の取扱いに加えて、以下のとおり取り扱う。</p> <p>建ぺい率 10%以下 容積率 20%以下 緑地率 80%以上 高さ 建築基準法上8メートル以下かつ自然公園法上の高さ13メートル以下</p>
参考		<p>規則第11条第5項の規定による分譲地は資料3による。なお、当該分譲地の取り扱いについては、許可時の申請内容及び許可条件の考え方を十分配慮して取り扱う。</p>
(2) 車道	全域	<p>法面処理</p> <p>ア 法面処理の工法は、周辺の動植物保護及び利用者の安全のために最も適した方法を選択するとともに、特に優れた樹木等の保存に努めること。</p> <p>イ 切土及び盛土は、周辺の地形及び地物の状況に応じ、丸みを持たせる等の工夫により、風景になじませる工法を採ること。</p> <p>ウ モルタル吹付けは、通行の安全を確保する上で代替工法がないと認められる場合に限り許可するものとする。この場合においては、つる性植物等により緑化を図ること。</p> <p>エ 法枠工は、緑化が十分行われる見込みのある場合にのみ採用すること。</p> <p>修景緑化</p> <p>ア 工事に伴い生ずる裸地は、箱根地域に自生する植物と同種の植物により緑化すること。特に展望地点等で路傍駐車場として利用する場合を除き、平坦地を裸地で残さないこと。</p> <p>イ 種子吹付けによる法面緑化は、当該地域に生育する植物と同種の植物を使用すること。</p> <p>廃道</p> <p>廃道敷は、舗装を撤去し、客土した上緑化すること。ただし、歩道等として再利用する場合はこの限りでない。</p> <p>擁壁等</p> <p>擁壁等は、自然石積、丸太積、又は擬岩ブロック積等自然物の材質、色調、構造等を模した工法により施</p>

		<p>工すること。ただし、公園利用者に見えない位置にあってはこの限りでない。</p> <p>橋梁</p> <p>ア 意匠は単純なものとすること。</p> <p>イ 色彩及び材質は、周辺の風致景観との調和を図ること。</p> <p>付帯工作物</p> <p>ア 危険防止柵は、原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、安全上必要な場合のみガードレールを使用すること。色彩は焦げ茶又は亜鉛どぶ漬けとすること。</p> <p>イ 落石防護柵及びネットは色彩を暗灰色、暗緑色、焦茶色又は亜鉛どぶ漬けとすること。</p>
(3) 屋外運動施設	全域	<p>基本方針</p> <p>極力、土石採取跡地、かつての残土処理場等の放置された平坦地を利用して、共同での使用を指導する。</p> <p>色彩等</p> <p>ア 施設周囲に、中木以上による修景植栽を行うこと（資料2参照）。</p> <p>イ テニスコートの舗装面の色彩は、赤褐色系、暗緑色系、暗褐色系又は暗灰色系とすること。</p> <p>ウ 夜間照明のための施設又は器具は、公園利用者から見える場所には設置しないこと。</p>
(4) 駐車場	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 広大な面積を要し、風致景観上の影響が大きいことから、位置の選定に当たっては風致景観及び動植物保護に対して十分配慮すること。特に、立木の多い場所では、林間駐車場型式とすることが望ましい。</p> <p>イ 舗装を施す場合には、自然環境へ与える影響に配慮し、透水性舗装等に努めること。</p> <p>ウ その他、以下のとおり取り扱うこととするが、既存の駐車場の改築、再整備又は災害復旧のための新築であって従前の駐車場の規模を超えないものにあつてはこの限りでない。</p> <p>修景植栽</p> <p>極力道路側の樹木保存又は修景植栽を行うこと。</p> <p>規模等</p>

		<p>地形勾配が10%以下であること。</p> <p>緑地率</p> <p>1(1) 建築物に定めた当該駐車場が位置する地区の緑地率と同様とする。</p>
(5) 電力柱、電話柱	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 集落以外の区域については、極力主要道路から離れた位置に設置するよう配慮すること。</p> <p>イ 集落地内については、建物の裏側に回線を配す等の工夫を検討すること。</p> <p>位置、規模、色彩等</p> <p>ア 特別保護地区及び第1種特別地域に設置する場合は、地下埋設とすること。</p> <p>イ 道路等に沿って設置する場合は、主要展望地点から見た主要展望方向の風致景観を阻害する位置を避けること。</p> <p>ウ 電力線と電話線が同一ルートを採用する場合は原則として共架柱とすること。</p> <p>エ 高さ及び本数は、必要最小限とすること。</p> <p>オ 柱の色彩は原則として素材の色又は焦茶色の艶消しとするが、周辺の既存柱の色彩との調和を考慮すること。</p>
(6) 鉄塔、パラポラアンテナその他高大なもの	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 設置について公益上やむを得ないと認められる場合であっても、主要展望方向や眺望対象を避け、風致景観上の配慮を行うこと。特に送電鉄塔の場合は、連続した線として景観の中で捉えられるため、保護及び利用の面からルートを慎重に検討すること。</p> <p>イ やむを得ず設置位置が公園利用計画地点に隣接する場合には、工作物の周囲に修景植栽を行う等、違和感を緩和する工夫をすること。</p> <p>規模、色彩等</p> <p>ア 高さ及び本数は、必要最小限とすること。</p> <p>イ 工作物は、周辺の風致景観に調和した色彩とすること。</p>
(7) 携帯電話基地局	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 携帯電話基地局は、乱立を避けるため単独基地局</p>

		<p>の設置を極力避けるものとし、共同して設置すること。</p> <p>イ 電話柱等既存工作物へ携帯電話基地局を増設する等により、単独基地局の設置は極力避けるものとする。</p> <p>ウ 携帯電話基地局は、分散を避けるため主たる利用地域である元箱根、仙石原、強羅及び湯本に可能な限り集めて設置すること。特に従前から無線基地局が設置されている元箱根は二子山に、仙石原は丸岳に集約すること。</p> <p>位置、規模、色彩等</p> <p>ア 新たに大規模な土地の改変、木竹の伐採又は管理道の設置をしなければならない場所での設置は認めない。</p> <p>イ 工作物の規模は、必要最小限のものとする。</p> <p>ウ 工作物の色彩は、原則として光沢を抑えた灰色とするが、既存工作物に付帯させる場合、既存工作物の色彩との調和を考慮すること。</p> <p>エ 公園事業（自然公園法（以下「法」という。）第2条第6号に規定する公園事業をいう。以下同じ。）施設に付帯させる場合は、法第13条第3項の手續を要する工作物として扱い、以下のとおり取り扱う。</p> <p>(ア) 現に公園事業施設に付帯している場合であっても、風致上著しい支障が発生しないこと。</p> <p>(イ) 公園事業執行者の承諾が得られていること。</p> <p>(ウ) 付帯するアンテナの高さの範囲は、既存の公園事業施設（避雷針及び煙突を含む。）の最高部の高さ以下とすること。</p> <p>(エ) 付帯するアンテナは、目立たない形態のものとし、風致景観上支障の生じるおそれのある形態のアンテナは認めない。</p> <p>(オ) 基地局として必要な機器類については、既存の公園事業施設に収容されることが望ましいが、そのために公園事業施設の用途の変更、新築又は増築を行うものでないこと。</p> <p>(カ) 基地局舎を新築する場合、設置できる高さの範囲は、既存の公園事業施設（避雷針及び煙突は除く。）の最高部の高さ以下とすること。</p>
--	--	--

(8) 棧橋	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 棧橋は、整理又は統合を図ること。</p> <p>イ 付帯施設等は必要最小限の規模とすること。意匠等については、周辺の風致に調和したものとすること。</p>
2 広告物	全域	<p>基本方針</p> <p>広告物については、以下のとおり取り扱うこととするが、救急病院、警察等特殊な用途を有する施設を示すために設置されるもの、地方の年中行事等として一時的に設置されるもの、地域住民に一定事項を知らせるために設置されるものであって地方公共団体等によるもの、社寺境内地等において祭典、法典その他の臨時の行事に関して設置されるもの又は保安の目的で設置されるものにあつてはこの限りでない。</p> <p>ア 公園事業の敷地内に設置する広告物は原則として、当該事業の付帯施設として取り扱う。</p> <p>イ 電力柱、電話柱等への掲出又は表示はしないこと。</p> <p>ウ 腐朽、破損又は退色した場合は、速やかに補修又は撤去するよう指導する。</p> <p>エ 営業地以外でのいわゆる立て看板及びのぼりの設置はしないこと。</p>
(1) 標識、案内板等	全域	<p>基本方針</p> <p>使用する色彩は、緑色系、白色系、茶色系、黒色系のうち3色以内とすること。ただし、寄木細工に一般的に使われている模様を使用する場合には、上記以外の色彩も使用できるものとする。</p> <p>自己営業表示看板</p> <p>自己営業表示看板（規則第11条第19項第1号に該当するもの）の基準は以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 建物を利用するもの</p> <p>(ア)高さ 屋根の最高部以下</p> <p>(イ)数 1方向につき1か所</p> <p>イ 独立して設置するもの</p> <p>(ア)表示面の面積 3平方メートル以下</p> <p>(イ)高さ 3メートル以下</p> <p>(ウ)横幅 2メートル以下</p> <p>(エ)数 1営業所につき1か所</p>

- (オ)色彩 原則として茶地に白文字とすること。
- ウ ガソリンスタンド等の特殊看板
- (ア)高さ 5メートル以下
- (イ)数 1営業所につき1か所
- エ のぼり旗
- (ア)表示面の面積 1.5平方メートル以下
- (イ)高さ 3.6メートル以下
- (ウ)数 2本以内
- オ 歓迎塔(国立公園区域に訪れた人々に対して歓迎の意を表するもの)
- 歓迎塔は新設しないものとする。また、既存の歓迎塔の基準は以下のとおり取り扱うものとする。
- (ア)高さ 5メートル以下
- (イ)横幅 3メートル以下
- 標識類
- 標識類(規則第11条第19項第2号に該当するもの)の基準は以下のとおり取り扱うものとする。
- ア 地域名を表示するもの
- (ア)表示面の面積 0.75平方メートル以下
- (イ)縦幅 0.5メートル以下
- (ウ)横幅 1.5メートル以下
- (エ)数 主要進入路への分岐点に1基
- (オ)色彩 原則として茶地に白文字
- イ 一般店舗、営業所、旅館等へ誘導するもの
- (ア)表示面の面積 0.6平方メートル以下
- (イ)縦幅 0.4メートル以下
- (ウ)横幅 1.5メートル以下
- (エ)数 主要進入路への分岐点に1基
- (オ)色彩 原則として茶地に白文字
- ウ 保養所、寮等へ誘導するもの
- (ア)表示面の面積 0.2平方メートル(英文等を併記する場合は0.3平方メートル)以下。
- (イ)縦幅 0.2メートル(英文等を併記する場合は0.3メートル)以下
- (ウ)横幅 1.0メートル以下
- (エ)数 専用進入路への分岐点に1基
- (オ)色彩 茶地に白文字
- 案内図・解説板等
- 案内図・解説板等(規則第11条第19項第3号に該当

		<p>するもの)の基準は以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>案内図及び解説板(道路、地名、名所、旧跡、建物等を分かりやすく地図上に明記したもの)</p> <p>ア 高さ 4メートル以下</p> <p>イ 横幅 3メートル以下</p> <p>ウ 色彩 環境省南関東地区自然保護事務所長(以下「南関東地区自然保護事務所長」という。)の指示に従うこと。(総合案内板等で地図を標示する必要がある場合は、地図の表示面に限り 基本方針以外の色彩も使用できるものとする。)</p>
(2) 文学碑・彫刻美術品等	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 材料は、自然石、木材等自然の素材を使用すること。意匠色彩及び材質は、周辺の風致景観との調和を図ること。</p> <p>イ 彫刻美術品を、装飾の目的で道路沿線、園地、広場等公園利用者の目に触れる場所に設置しないこと。</p> <p>ウ 遭難又は事故の慰霊碑等のうち私的なものを設置しないこと。</p> <p>エ 文学碑の設置場所は、神社仏閣の敷地内等建築物の周辺であって、周囲の環境と調和し違和感を与えない場所を選定すること。</p>
3 植物の採取又は損傷及び動物の捕獲又は殺傷	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 許可する対象者は、原則として、研究実績のある研究者に限定する(調査研究の実績を証明できる学術論文及び経歴書等を添付させる。同好会、趣味の団体及び営利企業者は対象としない。)</p> <p>なお、卒業論文等のために必要とする学生については、所属長の証明書がある場合に限る。</p> <p>イ 既存資料を活用できる場合は、極力これを活用し、採取等を必要最小限とすること。採取等の点数は1種当たり3点以内とする。ただし、動物の捕獲であって、捕獲後再び放つ場合はこの限りでない。</p> <p>ウ 採取等の行為を極力制限すべき種は、次のとおりである。(仙石原特別保護地区内)</p> <p>ムラサキミミカキグサ、モウセンゴケ、ヤマトキソウ、センブリ、サギスゲ及びオオミズゴケ等のミ</p>

ズゴケ類

イ 普通地域に係る取扱方針

普通地域内の要届出行為については、アの特別地域内の行為の取扱いに準ずるほか、以下の取扱方針により、風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

建築物の高さが、建築基準法上の高さ20メートルを超えないものであること。

建築物の水平投影面積が、2,000平方メートル以下であること。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（平成12年3月30日付環自国第179-1号自然保護局長通知）」によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行 為	地 区	取 扱 方 針
1 道路 (車道)	全路線	<p>基本方針</p> <p>ア 沿線の好展望地、自然観察地、史跡等の興味地点は、標識等により積極的に紹介するとともに、利用者が安全かつ快適に車を停めて楽しめるよう配慮すること。</p> <p>イ 設置によって起こりうる自然への影響（舗装による表流水の集中、動物の移動妨害、路傍植生への乗入れ、融雪剤の使用による周辺動植物への影響等）を最小限にとどめるよう配慮すること。</p> <p>ウ 路傍展望地点等にあつては、展望を妨げる植物の繁茂に対し、通景を確保すること。</p> <p>エ 崩土、落石、倒木等の危険を防止するとともに、濃霧、吹雪等悪天候時の利用者の安全を図ること。</p> <p>法面処理 第2-2(1)-1(2)車道 と同様とする。</p> <p>残土処理 第2-2(1)-1工作物(全般)コと同様とする。</p> <p>修景緑化 第2-2(1)-1(2)車道 と同様とする。</p> <p>廃道 第2-2(1)-1(2)車道 と同様とする。</p> <p>擁壁 第2-2(1)-1(2)車道 と同様とする。</p>

		<p>橋梁 第2-2(1)-1(2)車道と同様とする。</p> <p>付帯施設 第2-2(1)-1(2)車道によるほか、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 標識類の表示は、必要に応じて英文等を併記すること。</p> <p>イ 排水処理が隣接地及び放流先の河川に悪影響を及ぼすことのないよう配慮すること。特に、希少な動植物の生息・生育地にあつては、十分配慮すること。</p> <p>ウ 付帯施設としての園地、駐車場、建築物等の取扱いについては、それぞれの事業取扱方針と同様とする。</p>
2 道路 (歩道)	全路線	<p>基本方針 利用によって起こり得る沿線の自然への影響(踏圧による植生破壊、地形の荒廃、動植物の採集等)を最小限にとどめるよう配慮すること。</p> <p>路面 原則として無舗装、砂利敷、ウッドチップ舗装、石張等とするが、自転車道又は管理用道路を兼ねる場合はアスファルト又はコンクリート舗装も可とする。</p> <p>橋梁 ア 意匠は単純なものとする。こと。 イ 色彩及び材質は、周辺の風致景観との調和を図ること。 ウ 本来木橋が望ましいが、設置場所の立地条件、維持管理上等の制約により、コンクリート橋等の耐久性の高い構造にする場合は、手摺を木製にする等、極力自然材料を用いる工夫をすること。 エ 吊橋の床板は木材が望ましいが、耐久性を確保するため金属材料を使用する場合であっても、木材の踏板を上置きする等して感触の改善を図ること。</p> <p>付帯施設 ア 標識類の規格、意匠、色彩等は、第2-2(1)-2 広告物(ただし、数に係る項目を除く。)と同様とする。なお、「自然公園等事業に係る公共標</p>

		<p>識の整備指針」(平成9年2月26日付環自施第30号施設整備課長通知)を参考とし、路線ごとに統一したものであること。また、表示は、適宜英文等併記に配慮すること。</p> <p>イ 歩道外への立入りにより、周辺の動植物の損傷、利用者自身の危険等のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備すること。</p> <p>ウ ごみ箱、吸い殻入れ等は、十分な管理及び回収が可能な場合以外は設置しないこと。また、設置する場合でも、展望台、地名標識及び案内板等のそばを避ける等、位置の選定に十分配慮すること。</p> <p>エ 好展望地、自然観察地、史跡等の興味地点では、利用者の関心を充足するよう、分かりやすい案内板又は解説板の設置に配慮すること。</p> <p>オ 排水処理が隣接地及び放流先の河川に悪影響を及ぼすことのないよう配慮すること。特に、希少な動植物の生息・生育地にあつては、十分配慮すること。</p>
3 園地	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 展望、自然観察、散策、休憩、ピクニック等、個々の園地の持つ機能や性格を勘案して、全体計画を策定し、これに基づき整備を進めること。</p> <p>イ 滞留性を高めるため、快適でかつ多面的な機能を発揮できるような広場を設置すること。</p> <p>ウ 地形、植生等の自然条件を生かした設計とすること。ただし、現在の植生が園地として不適当な場所には、箱根地域に自生する植物と同種の植物等により、積極的に樹種転換を図ること。</p> <p>エ 騒音を出さないよう、また、夜間照明は控えめとすること。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 園地の性格に応じ、展望台、あずまや、公衆便所、給水施設等を付帯させるが、各施設の設計に当たって、意匠、色彩及び材質は、周辺の風致景観との調和を図ること。</p> <p>イ 建築物は次の各号に掲げる要件に適合したものとすること。</p> <p>(ア)規模</p>

		<p>最高部の高さは13メートル以下とすること。</p> <p>(イ)屋根 切妻、寄棟、入母屋又は方形とし、勾配は10分の2以上とすること。表面仕上げは、素材を生かしたものとし、色彩は灰黒色系又は焦茶色とすること。</p> <p>(ウ)壁面 自然材料を多用し、重厚味のある落ち着いたものとする。また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は茶色系、クリーム色系又は灰色系とすること。</p> <p>ウ 標識類 園地全体としての統一のとれたものとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため適切に設置するものとする。なお、規模、意匠、色彩等は、第2-2(2)-2 道路(歩道)付帯施設アと同様とする。</p> <p>エ 自然解説施設の積極的な整備を図ること。</p> <p>オ 園路外への立入りにより周辺の動植物の損傷、利用者自身の事故等のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備すること。</p> <p>カ ごみ箱、吸い殻入れ等は、十分な管理及び回収が可能な場合以外は設置しないこと。また、設置する場合でも、展望地点、眺望対象、地名、標識、案内板等のそばを避ける等、位置の選定に十分配慮すること。</p> <p>キ 排水処理が隣接地及び放流先の河川に悪影響を及ぼすことのないよう配慮すること。特に、希少な動植物の生息・生育地にあつては、十分配慮すること。</p> <p>ク 売店及び有料休憩施設を設ける場合は、当該園地の規模、利用者の行動範囲等を勘案し、サービス上必要最小限の規模とすること。</p>
防ヶ沢		<p>雪遊び広場</p> <p>ア 冬季の雪遊び広場としての整備及び利用は、必要最小限とし、雪遊び広場としての新たな利用は、動く歩道南側の現在の芝生地を利用する程度にとどめること。</p> <p>イ 人工照明による夜間営業は、芦ノ湖周辺の夜間</p>

		の暗く静寂な風致を損なう等、風致景観の保護上の支障となるため行わない。
4 宿舎	湖 尻	<p>基本方針</p> <p>ア 現状で既に存在する宿舎事業のみとし、新規の執行は認めない。</p> <p>イ 建築物は、原則として1敷地内に1棟であること。やむを得ず、建築物が複数棟となる場合は、棟間を10メートル以上離すこと。なお、高さが10メートルを超える場合は、棟間をその高さと同程度以上離すこと。</p> <p>ウ 施設の位置が、主要利用地点及び主要道路からの展望に著しい支障とならないこと。</p> <p>エ 現存する植生は極力保護すること。</p> <p>オ 施設の設置に伴う土地の形状変更は、必要最小限の規模とすること。</p> <p>カ 表層土は保存し、修景等に活用するよう努めること。</p> <p>キ 支障木のうち箱根地域に自生する種については、できる限り移植すること。</p> <p>ク 騒音を出さないよう、また、夜間照明は控えめとすること。</p> <p>ケ 光沢の強い素材を避けること。</p> <p>規模、構造等</p> <p>ア 建築物の高さ（建築基準法による高さをいう。）は、13メートル以下であること。 ただし、高さが現に13メートルを超える建築物の改築若しくは増築又は建替えのための新築にあつては、既存建築物の高さまでとする。なお、現在陸屋根の建築物に勾配屋根を増築する場合にあつては、勾配屋根の部分は高さの算定に含まないことができる。</p> <p>イ 各宿舎における総建築面積（同一敷地内にある全ての建築物の建築面積（建築基準法による建築面積）の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ床面積（同一敷地内にある全ての建築物の延べ床面積の和）の敷地面積に対する割合は、それぞれ25%以下、50%以下であること。</p> <p>ウ 建築物1棟の建築面積は、原則として2,000平方メートル以下であること。</p>

エ 総延べ面積は、原則として10,000平方メートル以下であること。

オ 建築物の壁面線（建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。）が、次の各号に掲げるものからそれぞれ当該各号に定める距離以上離れていること。

(ア) 公園事業道路その他主として公園利用に供せられる道路の路肩 20メートル

(イ) (ア)に掲げる道路以外の道路の路肩 5メートル

(ウ) 敷地境界線 5メートル

カ 意匠が次の各号に合致したものであること。

(ア) 建築物の形態

長大さ、巨大さを感じさせないよう配慮されていること。

(イ) 屋根

a 切妻、寄棟、入母屋又は方形とし、勾配を持たせた屋根であること。

b 表面仕上げは、素材を生かしたものとし、色彩は灰黒色系又は焦茶色とすること。

(ウ) 壁面

外観及び色彩が、自然と調和するものであること。

キ 防災上必要な措置が講じられていること。

ク 汚水浄化のために必要な措置が講じられていること。

付帯施設

付帯施設は、規模、構造等と同様とするほか、以下の付帯施設については、それぞれ以下のとおり取り扱うものとする。

ア 外柵

原則として生垣、築地等とし、ネットフェンス等による場合は、できる限り道路側に植栽帯を設けるものであること。

イ 駐車場

林間駐車場等であって地形に順応しているものであること。

ウ 擁壁等

原則として自然石の石積であること。ただし、目立たない場所にあつては、自然石を模した化粧

	<p>ブロック積による擁壁も可とする。</p> <p>エ 広告等</p> <p>(ア) 屋上に設置しないこと。</p> <p>(イ) 標識類の規格、意匠、色彩等は、第2 - 2 (2) - 2 道路(歩道)付帯施設アと同様とする。</p> <p>オ 屋外運動施設</p> <p>(ア) 地形勾配が10%以下であること。</p> <p>(イ) 屋外運動施設の水平投影外周線が次の各号に掲げるものからそれぞれ当該各号に定める距離以上離れていること。</p> <p>a 公園事業道路その他主として公園利用に供せられる道路の路肩 20メートル</p> <p>b aに掲げる道路以外の道路の路肩 5メートル</p> <p>c 敷地境界線 5メートル</p> <p>(ウ) 同一敷地内の屋外運動施設の水平投影面積の和が、2,000平方メートル以下であること。</p> <p>その他</p> <p>ア 修景植栽の際の使用樹種については、第2 - 2 (1) - 1 工作物(全般)(1) 建築物 - 修景植栽と同様とする。</p> <p>イ 総施設面積(同一敷地内にある全ての工作物(建築物のほか、駐車場、屋外運動施設、道路等を含む。)の水平投影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が50%以下であること。</p> <p>ウ 敷地内の既存の人工林は、1箇所につき、当該樹林の現在材積の10%を限度として、伐採箇所等を南関東地区自然保護事務所長と協議の上、間伐することができる。</p> <p>なお、間伐後は、必要箇所に現在高5メートル以上の当該地域に自生する植物と同種の植物で、将来高木となる樹木を植栽するものとする。</p> <p>エ テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付環自保第138号保護管理課長通知)によること。</p>
湖尻以外の全ての宿舍	<p>基本方針</p> <p>ア 第2 - 2 (1) - 1 工作物(全般)基本方針イ</p>

からシ及び第2-2(1)-1(1)建築物 基本方針アと同様とする。

イ 事業の対象とする宿舎は、宿舎の用に供する建築物のうち次の各号に該当するものとする。

(ア) 旅館業法による認可を得たもの、または得る見込みのあるもの

(イ) 毎年営業を行うもの

(ウ) 宿泊定員20名以上のもの

(エ) 特定の人に限定したものでないもの

ウ 建築物の最高部の高さ及び水平投影外周線後退は、個々の宿舎が位置する地区の富士箱根伊豆国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準並びに第2-2(1)-1(1)建築物と同様とする。ただし、高さは、施設に隣接してこれを超える既設建築物がある場合は、その最高値を超えないこと。

エ 同程度の規模の宿舎が複数で存在する地点にあつては、高さ、壁面線、意匠等極力周囲の景観との統一を図ること。

オ 騒音を出さないよう、また夜間照明は控えめとし適切に管理すること。

カ 光沢の強い素材を避けること。

屋根

ア 形状は、切妻、寄棟、入母屋又は方形とし、勾配を持たせた屋根を原則とするが、周辺の状況によりこれによることが不相当と認められる場合は、傾斜パラペット(飾屋根)を付ける等の措置を採ること。塔屋を設ける場合もこれと同様とする。

イ 表面仕上げは、素材を生かしたものとする。

ウ 色彩は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系又は暗緑色系とし、銅板葺の場合にあつては、素材色とすること。

壁面

ア 壁面の材料は、外観が自然と調和するものであること。

イ 壁面の色彩は、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系又は灰色系とすること。

付帯施設

		<p>ア 標識類の規格、意匠、色彩等は、第2 - 2 (2) - 2 道路(歩道)全路線付帯施設アと同様とする。</p> <p>イ 周辺地域の地理案内等宿泊事業施設と一体となって、適切な公園利用の推進が図られるための施設であること。</p> <p>ウ テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付環自保第138号保護管理課長通知)による。</p> <p>普通地域内の事業 普通地域内においては、原則として新規の執行は認めないこととする。</p>
	小 涌 谷	<p>宿舎事業内の休憩所(コンビニエンスストア)</p> <p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 小涌谷地区の特性及び宿泊客や地域住民の利用状況を考慮して、宿舎事業付帯施設として取り扱うものであること。</p> <p>(イ) 必要最小限の規模であること。</p> <p>(ウ) 主に宿泊客の利用の便宜を図るものであって、施設の大幅な増改築を伴わないものであり、公園利用者のための休憩又は飲食に供されるスペースが一定面積確保されていること</p> <p>イ 風致景観上の配慮</p> <p>(ア) 施設外観が、風致の保護上支障がないこと</p> <p>(イ) 店舗名称、商標、営業内容等を明らかにした広告物の設置、掲出又は表示は、公園利用者が必要以上に強い印象を与えることがないよう必要最小限とし、独立した看板の設置は認めない。</p>
5	休憩所	<p>全域</p> <p>基本方針</p> <p>建築物は、第2 - 2 (1) - 1 工作物(全般)の基本方針イからシ、第2 - 2 (1) - 1 (1) 建築物の基本方針ア及び第2 - 2 (2) - 2 園地全体付帯施設イと同様とする。</p>
6	野営場	<p>全域</p> <p>基本方針</p> <p>ア し尿や廃棄物の処理は、野営場内の環境を清潔に保つため、また、湖沼や河川の水質を汚染しな</p>

		<p>いよう、十分配慮して関係施設を配置すること。</p> <p>イ 風紀の維持は、公衆便所の扉を外開きにする等施設の設計面も含め配慮すること。</p> <p>ウ オートキャンプ場を設ける場合は、徒歩利用者との分離を図るとともに、駐停車により動植物に影響が生じないように配慮すること。</p> <p>エ 騒音を出さないよう、また、夜間照明は控えめとすること。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>管理棟、炊事棟、公衆便所、標識類等の付帯施設は第2 - 2 (2) - 3 園地全体 付帯施設と同様とする。</p>
7 運動場	全域	<p>テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付環自保第138号保護管理課長通知)によること。</p>
8 舟遊場	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 棧橋の整理及び統合を図ること。</p> <p>イ 風致維持上支障のないようボートを収納する場所及び方法に配慮すること。</p> <p>ウ ボートの更新、塗替え等の機会には、意匠、色彩等について華美を避ける方向で改善すること。</p> <p>エ 騒音を出さないよう、また、夜間照明は控えめとすること。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>付帯施設は必要最小限の規模とすること。意匠等については、周辺の風致景観に調和したものとすること。</p> <p>標識類については、第2 - 2 (2) - 3 園地全体 ウ標識類と同様とする。</p>
9 ゴルフ場	全域	<p>基本方針</p> <p>ア ゴルフコースの新設及び増設は行わない。</p> <p>イ ゴルフコースの付け替えについては、利用者(ゴルファー以外の利用者も含む。)の安全を図る等、利用面での改善が図られるとともに、風致上の支障もないものであること。</p> <p>ウ 騒音を出さないよう、また、夜間照明は控えめ</p>

		<p>とすること。</p> <p>付帯施設</p> <p>休憩所、案内所、公衆便所等の付帯施設は、第2 - 2 (2) - 3 園地全体 付帯施設と同様とする。</p>
10 駐車場	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 広大な面積を要し、風致景観上の影響が大きいことから、位置の選定に当たっては風致景観及び動植物保護に対して十分配慮すること。特に、立木の多い場所では、林間駐車場型式とすることが望ましい。</p> <p>イ 出入口付近の樹木保存又は修景植栽は、自動車運転席からの視野を妨げないよう、樹高、樹形等に配慮すること。</p> <p>ウ 案内板、公衆便所等適切な付帯施設を設置すること。また、ごみ箱を設置する場合は、十分な管理及び回収が可能な場合以外は設置しないこと。また、設置する場合でも、展望地点、眺望対象、地名標識、案内板等のそばを避ける等、位置の選定に十分配慮すること。</p> <p>エ 可能な限り入口と出口を別に設けるとともに、歩行者と自動車との通行の分離を図ること。</p> <p>オ 舗装を施す場合には、透水性舗装等により、可能な限り自然環境へ与える影響を軽減すること。</p> <p>カ 騒音を出さないよう、また、夜間照明は控えめとすること。</p> <p>キ アイドリングストップを積極的に呼びかけること。</p> <p>修景植栽</p> <p>極力道路側の樹木保存又は修景植栽を行うこと。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>公衆便所、標識等の付帯施設は、第2 - 2 (2) - 3 園地全体 付帯施設と同様とする。</p>
11 運輸施設（索道運送施設、鋼索鉄道）	全域	<p>基本方針</p> <p>自然環境に与える影響が大きいため、既存施設の改良にとどめる。</p>

12 運輸施設（一般自動車道）	全域	基本方針 第 2 - 2 (2) - 1 道路（車道）全路線と同様とする。
13 運輸施設（係留施設）	全域	基本方針 既存施設の改良整備を図る。
14 排水施設及び汚物処理施設	全域	基本方針 建築物については、第 2 - 2 (1) - 1 工作物（全般）基本方針イからシ、第 2 - 2 (1) - 1 工作物（ 1 ）建築物の基本方針ア、及び第 2 - 2 (2) - 4 宿舎湖尻以外の全ての宿舎 ア、ウからカと同様とする。
15 植物園、水族館及び博物展示施設	全域	基本方針 建築物については、第 2 - 2 (1) - 1 工作物（全般）の基本方針イからシ、第 2 - 2 (1) - 1 (1) 建築物の基本方針ア並びに第 2 - 2 (2) - 4 宿舎湖尻以外の全ての宿舎 基本方針ア及びウからカと同様とする。
16 植生復元施設	全域	基本方針 「仙石原湿原保全計画書」（資料 1）に基づき事業を執行する。

3 地域の開発整備に関する事項

(1) 自然公園施設

ア 湖尻集団施設地区

次の方針により整備を進める。

標識類の規格及び意匠等の統一を図るとともにバリアフリーの空間づくりを推進する。その際、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（平成9年2月26日環自施第30号施設整備課長通知）を参考とする。

きめ細かい管理のできる場所として、公共的利用空間の改良及び拡大に努め、利用性の向上を図る。

野鳥の森は、拡大を検討するとともに給餌木の植栽等目的に沿った整備を行う。

地区内の人工林のうち、利用施設の周辺においては、適宜、箱根地域に自生する植物と同種の植物等に樹種転換を図る。

自然に親しむ運動を中心とした利用者指導の拠点として、ビジターセンターを中核に公園の魅力づくりに努める。

公共施設の整備は、国庫補助による県事業を中心とする。

イ 畑引山集団施設地区

次の方針により整備を進める。

環境学習の拠点としての位置づけを念頭に整備を進める。

施設の整備に当たっては、大観山から富士山を背景としての景観、並びに駒ヶ岳山頂及び芦ノ湖（船上）からの景観を重視する。

地区内の人工林のうち、利用施設の周辺においては、適宜、箱根地域に自生する植物と同種の植物等に樹種の転換を図る。

施設整備は、国庫補助による県事業及び箱根町による事業を中心とする。

また、樹種転換及び植栽については、関係者の協力を得て進める。

ウ 元箱根、箱根園地

公園計画のほか、箱根町立案の「箱根地区整備計画湖畔修景プラン」等を基に、再整備する。

集落地に接しており、祭礼、駅伝等伝統的な行事もあることから、ある程度人工的な施設についても許容するが、利用の快適化と風致景観の改善を図るため、緑蔭樹いんの育成に重点を置く

芦ノ湖湖岸の新規埋立はしない。護岸再整備については、自然に配慮した護岸に造り替える方向で行う。

国庫補助事業で採択しうる施設は、極力これにより県事業で整備する。

エ 歩道

各路線の利用特性を十分検討し、次の方針により整備を進める。

自然に親しむ運動、歩く会等の活動を考慮して、計画的整備に努める。

ハイキングコース等の旧コースで現在通れなくなっている道の復元を検討する。

林道と交差又は重複するところでは、それぞれの用途に支障のないよう調

整を図る。

沿線の要所に、標識、ベンチ、公衆便所等の設置を検討する。

オ 自然研究路

自然に親しむ運動を中心とする利用者指導に活用できるような自然研究路の整備を検討する。整備にあたっては、次の方針による。

可能な限り周遊式自然研究路とし、1つの研究路上では、1つのテーマに沿った様々な興味対象を箇所ごとに解説することが望ましい。

旧街道等人文景観も興味対象として活用する。

魚類、サンショウウオ類等を含め、沿線において小動物観察の機会を増やす方法を検討する。（バードサンクチュアリ、水生生物サンクチュアリの設定等）

(2) 一般公共施設

ア 共通事項

一般公共施設の整備は、できるだけ早い時期に工事計画を把握する。

災害の防止及び復旧については、生命及び財産の尊重を最優先に考えるが、具体的な工法については、風致景観上の影響を極力軽減するよう、修景緑化等の措置の実施に配慮する。

イ 治山及び砂防

到達道路、資材運搬索道等の設置に当たっては、支障木の伐採等自然への影響を必要最小限にとどめるよう配慮するとともに、それらの用途終了後は跡地を整理し原状復旧を図る。

ウ 湖沼・河川整備

芦ノ湖湖岸の新規埋立は認めない。また河川についても、極力溪床の人工化を避ける。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 環境省所管財産の管理

白浜の環境省所管地内は、一般車両の進入を禁止する。

本所管地内での野営行為は禁止する。

映画、テレビ等の撮影及び録画に当たっては、林床の踏み荒らしを防ぐとともに、車両の侵入が可能とのイメージを抱かせるものに対しては、土地の使用を許可しない。

(2) 財団法人自然公園財団事業

本財団は、平成2年7月から、駐車場を運営することにより、美化清掃、公園施設の管理及び軽微な補修を行っている。また「箱根自然解説活動連絡協議会」の事務局となっている。

これらの事業が適切に行われるよう指導する。

(3) その他の土地及び事業施設の管理

ア 特定民有地の買上げ

脆弱な植生を持つ特別保護地区及び第1種特別地域については、土地所有者の申し出に応じ意向を聞いたうえで、買上げを検討する。

イ 第1種特別地域内の人工林の施業方法

森林の施業要件と植生の遷移との技術的整合性を検討し、適切な方法で施業するよう関係者の理解を得つつ推進する。

ウ 湖沼及び河川への稚魚の放流

漁業組合等関係者の理解を得て、水中生態系に著しい影響を及ぼす種類の放流を避ける。

また、一般利用者に対しても、放流を行わないよう周知徹底を図る。

エ 事業施設の管理

国立公園事業施設の管理については、事業執行者は常に公園利用者が安全で快適に施設を利用できるように配慮するとともに、利用シーズン前、悪天候の後等は一層慎重な点検を行う。特に、歩道、園地等施設の管理者が常時施設に配置されていない施設にあっては、次の事項についても配慮する。

柵、階段、標識等が腐朽、破損又は退色した場合は、速やかに補修又は更新する。

危険な枯損木を除去する等、利用者の安全施策について十分配慮する。

利用地点は、下草の刈払い、支障木の枝落とし等を行い、快適な利用を図る。

路傍展望地点や展望園地等にあっては、展望を妨げる植物の繁茂に対し通景を確保する。

自動販売機は建物内部か建物の陰に設置する。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア 箱根自然解説活動連絡協議会

箱根自然解説活動連絡協議会（資料4 規約参照）は、富士箱根伊豆国立公園の豊かな自然に利用者がより深く親しむための各種自然解説活動の円滑な推進と調整を図る。

イ 箱根パークボランティア

国立公園の保護と利用の推進を目的に、箱根パークボランティアを養成する。

箱根パークボランティアは、次の活動を行う。

自然解説

利用者指導

美化清掃

自然環境の調査

その他前各号の目的を達成するために必要な活動

ウ 自然に親しむ運動

徒歩による自然観察を主眼とし、歴史、文化等の人文資源も適宜加えて計画する。

従来から継続して行われている、国、県、町及び（財）神奈川県公園協会によるハイキング形式の当運動を継続して実施していく。

箱根自然解説活動連絡協議会、箱根パークボランティア、また必要に応じて神奈川県自然公園指導員等の協力を得ながら、解説活動の充実を図る。

ハイキング型式の他、様々な角度から自然に親しむ方法を検討し、魅力あるプログラムを開発する。

エ ビジターセンターの利用の促進及び運営

必要に応じ展示内容の再検討等を行い、利用者のニーズに応え得るようにする。

ビジターセンターの存在、利用方法等について広報に努めるものとする。

ビジターセンターを中心とする行事の実施等により、湖尻集団施設地区を中心に利用施設を充実させ利用促進を図る。

オ 自然研究路の利用の促進及び管理

ビジターセンター同様、自然に親しむ運動の行事等に積極的に活用するとともに、定点解説等により、標識のみの解説以上の効果を図る。

湖尻集団施設地区の園路は、ビジターセンターとの一体利用を図って自然研究路としての機能も果たせるよう工夫し、特に各地点の名称（野鳥の森、花の広場等）に応じた興味対象の保全に努める。

カ パンフレット類の整備

箱根自然解説活動連絡協議会、箱根パークボランティア、公園事業執行者等の協力を得て自然や歴史を対象にしたセルフガイド式パンフレット又はリーフレットの作成を推進する。

パンフレット等の内容については、ビジターセンターや自然研究路との一体利用が図られるように工夫する。

外国人利用者も多いことから、英文等の記述も検討する。

(2) 利用者の規制

ア 芦ノ湖水面の利用

ボート、水上スキー、観光船、釣船等の利用が錯綜しているため、事故の原因にならないよう、関係者と調整を行う。特に、持込みボートは、規制する方向で芦ノ湖水上安全協会等関係機関とともに検討する。

湖の西岸については、水鳥の飛来及び生息地であり、モーターボート等によるかく乱を防ぐため、西岸水面の利用規制を検討する。

イ 動植物保護のための立入規制

過剰利用、踏圧等によって裸地化した場所、盗掘によって荒廃した植生等については、土地所有者と協議の上、植生回復のための立入規制を行う。動物についてもこれに準ずる。

ウ キャンプ

キャンプは、野営場内で行うよう利用者を指導する。（参考：神奈川県「キャンプ禁止区域に関する条例」の規定により、須沢キャンプ禁止区域（早雲山噴煙地付近）が指定されている。）

エ 野外コンサート

園地、広場等で行う野外コンサートは、騒音等により他の利用者に迷惑を及ぼさないよう、期日、時間、位置の限定等に配慮する。また、多数の聴衆や取材者等により、周辺の動植物を踏み荒らすことのないよう措置を採らせるとともに、後片付け及び清掃を義務づける。

オ オリエンテーリング

パーマネントコース以外のオリエンテーリングを行う行事等については、次の事項を主催者に遵守させる。

ポストは、踏み荒らし等により動植物に損傷を与えることのないよう、適切な位置に配置する。

交通量の多い車道を歩くようなコース選定を避ける。

私有地、畑等の中に入り込まないよう参加者を指導する。

カ 餌づけ

道路、園地等に出没する野猿等の動物に対しては、餌づけを行わないよう関係者に注意するとともに、利用者に対しても餌を与えないよう広報等を通じて指導する。

キ 釣魚

入漁者に対し、釣り糸の放置、ごみの投棄、まき餌の過剰散布等を行わないよう、漁業組合等の協力を得て指導する。

ク ペットの持ち込み

犬等のペットを園地、歩道等で放つことは野生動植物への影響及び他の利用者への迷惑が懸念されるので行わないよう指導するとともに、ペットが置き去りにされないよう、ペットの管理を適切に指導する。

(3) 利用者の安全対策

箱根地域の山々は、ハイキング等においてカルデラ壁、渓谷等急傾斜地を利用することが多く、悪天候も比較的多いため、ハイキングコース等の危険個所の情報伝達、地元における事故防止協力体制の強化等安全対策について十分配慮する。また、観光案内、広報活動及び施設の整備・管理を通じて関係機関及び事業者が利用者に対し、自然情報及び危険情報の案内及び周知の徹底を図る。

その他、特記事項として次のようなものがある。

ア 噴気地点

大涌谷自然研究路沿線及び神山登山道入口付近では、昭和40年代後半頃硫化水素の濃度や地熱分布の変化が観測されているため、注意が必要であり、行政機関と関係事業所が協力体制を作り、定期的に硫化水素ガス等の火山ガスの濃度測定を行うとともに、濃度が高くなった場合には緊急パトロールを実施して安全確保に努める。

大涌谷自然研究路の沿線では、熱水の浸出地点があるので、道路外立入禁止を徹底し、上記と併せて事故防止に配慮する。

早雲地獄、湯ノ花沢等の噴気地点についても、異常が認められるときは上記大涌谷に準じて対策を検討する。

(4) 快適な利用環境の維持対策

ア ヘリコプター

ヘリコプターによる遊覧飛行については、地上の公園利用者、地域住民等に対し、騒音、心理面その他著しく不快の念を与えるおそれがあるので、行わないように指導する。

イ 拡声機の使用

各種施設から客寄せ等のために発せられるアナウンス、音楽等は、利用者に対して不快の念を与える場合が多いので、音量や時間帯について十分配慮するよう指導する。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

ア 清掃団体

箱根地域に係る美化清掃については、現在箱根町観光美化推進協会が実施しているほか、(財)自然公園財団箱根支部、箱根パークボランティア、漁業組合等多数の団体が行っている。これらの団体の活動については、環境月間あるいはクリーン作戦等の行事と連携を図り、ごみ持ち帰り等の普及啓発効果を上げるよう努める。

イ 芦ノ湖の美化清掃

諸行事の後始末及び船舶から水面へのごみ投棄の禁止を徹底させるほか、湯水期を利用した湖岸の清掃方法について検討する。また、漁業組合、各種ボランティア等の協力を得て、芦ノ湖のクリーンアップ事業を幅広く展開していく。

(2) 修景緑化計画

ア 樹種転換

湖尻・畑引山の両集団施設地区の利用施設の周辺、主要利用道路沿線等公園利用上重要なところについては、スギ、ヒノキの人工林から、箱根地域に自生する植物と同種の植物への樹種転換を計画的に行い、明るく開放的な公共の利用空間の増大を図る。

イ 野鳥給餌木の植栽

歩道や自然研究路の沿線及び園地内にあるスギ及びヒノキの人工林では、林縁、空地等を利用して、野鳥の餌になる給餌木を植栽する。この場合、ピラカンサ等の外来種は避け、箱根地域に自生する植物と同種の植物であるナナカマド、グミ類、ムラサキシキブ、ガマズミ類等を使用する。(資料2参照)

ウ 修景緑化

修景緑化は、箱根地域に自生する植物と同種の植物を使用すること。

7 その他関連事項

(1) 関係各種団体の指導育成

各種連絡協議会及び自然保護、美化清掃等を実施している関係団体と積極的に交流を図り、各種取組の連携及び協力を図る。

添付資料リスト

- 図 1 旧湖尻特別宿舎区域図
- 資料 1 仙石原湿原保全計画書（平成12年4月作成）
- 2 箱根地域に適した植栽種一覧表
- 3 分譲地一覧
- 4 「箱根自然解説活動連絡協議会」規約
- 5 富士箱根伊豆国立公園 基準の特例（平成12年10月3日環境庁告示第66号）及び区域図
- 6 箱根地域における広告物の審査基準（概要）
- 7 箱根地域における建築物の審査基準（概要）
- 8 用語集（自然公園法に基づく許認可にあたって）

